

とくしま流域水懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 流域水管理計画（以下、計画という）の策定及び推進等にあたり、地域住民代表との意見交換を通じて連携を強化し、地域目線に立った取組を進めるため、「とくしま流域水懇談会」（以下、懇談会という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、取組を推進するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の進捗に関する事
- (3) 計画の点検及び見直しに関する事

(組 織)

第3条 懇談会は、会員45名以内で組織する。

- 2 会員は徳島県知事が委嘱する。
- 3 会員の任期は、2年とする。ただし、補欠のために委嘱された会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会員は、再任されることができる。

(懇談会の開催)

第4条 懇談会の開催は、必要に応じ事務局が招集し、会を進行する。

- 2 懇談会は圏域ごとに開催できることとする。

(事務局)

第5条 懇談会に関する事務は、県土整備部河川政策課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和元年11月30日までの間に任命される委員の任期は、第3条3項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年 7月 1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年 9月 1日から施行する。

「とくしま流域水懇談会」会員一覧

氏 名	所 属 等	圏域
石田 望美	正法寺川を考える会 副会長	東部
乾 肇	新池川をきれいにする会 会長	
植田 陽子	阿波アグリガールズラボ 会員	
塩崎 健太	特定非営利活動法人川塾 代表理事	
瀬尾 規子	特定非営利活動法人江川エコフレンド 理事長	
田口 泰之	吉野川下流域土地改良区(吉野川事務所) 事業課 係長	
戸川 幹雄	生名ロマンの会 会長	
内藤 勝也	一般社団法人徳島青年会議所 理事長	南部
青木 正繁	医療法人新心会 次長	
大地 幸代	日和佐町漁業協同組合 会計主任	
前田 晃徳	新日本電工株式会社徳島工場 総務部長	
永野 吉晃	特定非営利活動法人あったかいよう 会員	
橋本 延子	女性林業研究グループ「那賀川こまち」 会長	
林 みどり	特定非営利活動法人夢ホール市民協議会夢つくりあなん 事務局長	
町田 哲子	阿南商工会議所女性会 会長	西部
伊庭 佳代	つるぎ木材加工協同組合 理事	
下川 純代	三好少年少女発明クラブ 会長	
谷 尚美	阿波池田商工会議所 副会頭	
殿谷 梓	三好市産業観光部ジオパーク推進室 地質専門員	
西村 洋子	ウエストウエスト株式会社 代表取締役社長	
藤田 梢	株式会社 C Landmark 代表取締役	